

産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の委託に係る一般競争契約入札心得

（趣 旨）

第1条 この心得は、産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の委託契約について、静岡県が行う一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（入札参加資格の確認）

第2条 一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（入札保証金）

第3条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告により入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（入札保証金に代わる担保）

第4条 前項の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、額面金額（発行価格が額面と異なるときは、発行価格）の8割に相当する額とする。

（入札保証保険証券の提出）

第5条 入札参加者は、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金の返還）

第6条 入札保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、当該契約を締結した際に返還する。

（入札の基本的事項）

第7条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面その他契約締結に必要な条件を熟知の上入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（入札の辞退）

第8条 入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、様式第1号による入札辞退届を指名した機関の長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行うこと。

3 入札辞退をした者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札)

第9条 入札書及び内訳書は、様式第2号及び様式第3号により作成し封印の上、表面に「番号、何々業務委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称、代表者の氏名）を記載して、公告に示した日時及び場所に提出しなければならない。

2 入札書は、契約担当者においてやむを得ないと認めるときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒の表面に「番号、何々業務委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載し、入札事務を執行する機関の長あての親展で提出しなければならない。

3 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、様式第4号により委任状を持参させなければならない。

5 第1項の規定について、電送を認めない。

(入札書の書換等の禁止)

第10条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第11条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

第12条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせる。

(入札の無効)

第13条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 内訳書を提出しない入札
- (6) 内訳書に記載された下水汚泥1トン当たりの収集運搬業務の金額（消費税抜き）と処分業務の金額（消費税抜き）の合計に予定数量を掛けた金額が、入札書の入札金額と一致しない入札
- (7) 記名押印を欠く入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (11) 同一事項の入札について2以上を入札した者の入札
- (12) 同一事項の入札について自己のほか他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (13) 同一事項の入札について2人以上の代理人をした者の入札
- (14) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第14条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第15条 開札した場合において落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っていない場合はこの限りでない。

2 第13条第1項第1号から第4号まで及び第10号から第14号までの一に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(再度入札の入札保証金)

第15条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第16条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第17条 開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第18条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、業務の内容ごとに様式第5号、様式第6号、様式第7号により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の確定)

第19条 契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(契約保証金)

第20条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告により契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第21条 第4条の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供する場合に準用する。

(異議の申立て)

第22条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成29年11月28日から施行する。

入札辞退届

1 入札番号

2 業務名

上記の入札を辞退します。

(辞退理由)

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

●●グループ代表 (※グループの場合)

住 所

商号又は名称

氏 名

(法人にあっては代表者の氏名)

代理人 氏 名

印

印

入札書

1 入札番号

2 業務名

3 業務場所

4 予定数量

上記の業務を、産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の委託に係る一般競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請け負いたく申し込みます。

入札金額

（収集運搬及び処分の
トン当たりの合計額に
予定数量を掛けた金額）

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

（消費税抜き）

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

●●グループ代表（※グループの場合）

住 所

商号又は名称

氏 名

（法人にあっては代表者の氏名）

代理人 氏 名

印

印

内 訳 書

収集運搬業務の金額
トン当たり

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(消費税抜き)

処分業務の金額
トン当たり

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(消費税抜き)

収集運搬業務及び
処分業務の合計額
トン当たり

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(消費税抜き)

収集運搬予定数量割振り

番号	収集運搬業務担当者	予定数量 (トン)
1		
2		
3		
4		
5		
合 計		

委任状

代理人の印

私は、
る

を代理人と定め、下記事項に係

一切の権限を委任します。

記

委任事項

の入札について

委任期日 令和 年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

令和 年 月 日

●●グループ代表（※グループの場合）

住 所

商号又は名称

氏 名

（法人にあっては代表者の氏名）

印

産業廃棄物収集・運搬業務委託契約書

収 入 印 紙

委託業務名： _____

排出事業者： _____ (以下「発注者」という。) と、

収集・運搬業者： _____ (以下「受注者」という。) は、

発注者の事業場： _____ から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたっては、この契約書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

(受注者の事業範囲)

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産業廃棄物]

許可都道府県・政令市：	_____	_____
許可の有効期限：	_____	_____
事業範囲：	_____	_____
許可の条件：	_____	_____
許可番号：	_____	_____

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

発注者が、受注者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種類： _____
数量： _____ トン(予定数量)
単価： _____ 円(トン当たり消費税込み)

3 (輸入廃棄物の有・無)

輸入廃棄物：無

4 (運搬の最終目的地)

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を、次の最終目的地に搬入する。

氏名： _____
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所： _____
許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業区分： _____
産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____
事業場の名称： _____
所在地： _____

(※記入上の注意：当該産業廃棄物に係る処分又は再生の場所が複数である場合は、その場所ごと、全ての場所を記載すること。)

5 (積替保管)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条 (監督員)

発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員はこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 本契約の目的達成のための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示
- (2) 設計図書に記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4) この契約の履行状況の調査

3 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行われなければならない。

第4条（業務責任者）

受注者は、委託業務履行に当たり次の業務を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

- (1) 作業員の指導監督及び委託業務処理
- (2) 委託業務履行に関する発注者との業務連絡及び調整
- (3) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 発注者は、委託業務の履行に関する指示等は業務責任者に対して行うものとする。

第5条（業務実施計画書）

受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務実施計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 業務実施計画書は、この契約に関する業務の実施に関する次のことについて計画し作成したものとする。

- (1) 収集及び運搬の方法に関すること。
- (2) 業務履行における発注者、受注者及び処分業者との連絡・調整に関すること。
- (3) 産業廃棄物と電子マニフェストの登録に関すること。
- (4) 発注者が示す産業廃棄物の排出計画への対応に関すること。
- (5) 災害、事故その他緊急時における業務対応に関すること。
- (6) その他この業務を適正に実施するために必要な事項

第6条（産業廃棄物管理票）

本業務における産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、電子マニフェスト（JWNET）により運用するものとする。

第7条（適正処理に必要な情報の提供）

発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿

- (2) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱いの注意事項

2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ受注者と協議のうえ定めることとする。

3 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡すものとする。（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」参照）

4 発注者は、委託する産業廃棄物の電子マニフェストの入力事項は正確にもれなく入力し、虚偽又は入力漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し電子マニフェストの修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類： _____
提示する時期又は回数： _____

第8条（発注者、受注者の責任範囲）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。

2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し発注者に負担させない。

3 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。

4 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方(発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

第9条 (再委託の禁止)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第10条 (義務の譲渡等)

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第11条 (委託業務完了報告)

受注者は、マニフェストに基づき、毎月末に当月処理した産業廃棄物量について委託業務部分完了報告書を作成し、翌月10日までに発注者に提出するものとする。また受注者は、契約期間の最終月にあつては、委託業務部分完了報告書とあわせて委託業務完了報告書を作成し、翌月10日までに発注者に提出するものとする。ただし、提出期限日が土日祝日にあたる場合は、次の開庁日まで延長することができる。

第12条 (業務の一時停止)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第13条 (委託料・消費税・支払い)

発注者は、第11条の規定による委託業務完了報告書(委託業務部分完了報告書を含む。)の提出を受けた後、受注者の請求に基づき、請求を受けた日から30日以内に収集・運搬業務の委託料を支払うものとする。

2 受注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する委託料は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。

3 発注者の委託する産業廃棄物の処分業務に対する委託料についての消費税は、発注者が負担する。

4 委託料の額が経済情勢の変化及び第7条第2項、第12条等により不相当となったと

きは、発注者、受注者双方の協議によりこれを改定することができる。

第14条（内容の変更）

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第7条第2項、第12条の場合も同様とする。

第15条（臨機の措置）

受注者は、産業廃棄物収集・運搬上特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、産業廃棄物収集・運搬上緊急やむを得ないと認めるときは、受注者に対して必要な措置を指示することができる。その場合において受注者は直ちにこれに応じなければならない。

第16条（機密保持）

発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第17条（契約の解除）

発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。

2 発注者は、受注者が次の（1）から（7）に該当した場合は、この契約を解除できる。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- （2）個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- （3）法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- （4）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

- (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、受注者に対して償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取することを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第18条（業務の調査等）

発注者は、受注者の産業廃棄物の処理が法令の定めるところにより適正に行なわれているか確認するため、その状況について報告を求め、又は、受注者の承諾を得てその状況について調査することができる。

第19条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者、受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第20条（業務期間）

この契約は、業務期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、発注者、受注者は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

受注者

産業廃棄物処分業務委託契約書

収 入 印 紙

委託業務名： _____

排出事業者： _____（以下「発注者」という。）と、

処分業者： _____（以下「受注者」という。）は、

発注者の事業場： _____から排出される産業廃棄物の処
分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（法の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたっては、この契約書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

（受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業区分： _____

産業廃棄物の種類： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

発注者が、受注者に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類： _____
数量： _____ トン(予定数量)
単価： _____ 円(トン当たり消費税込み)

3 (輸入廃棄物の有・無)

輸入廃棄物：無

4 (処分の場所、方法及び処理能力)

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： _____
所在地： _____
処分の方法： _____
施設の能力： _____

(※記入上の注意：当該産業廃棄物に係る処分又は再生の場所が複数である場合は、その場所ごと、全ての場所を記載すること。)

5 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6 (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第4項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名： _____
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所： _____
許可都道府県・政令市： _____ | _____
許可の有効期限： _____ | _____
事業範囲： _____ | _____
許可の条件： _____ | _____
許可番号： _____ | _____

(※記入上の注意：当該産業廃棄物に係る収集運搬業務が複数の者による場合には、全ての場所を記載すること。)

第3条 (監督員)

発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員はこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 本契約の目的達成のための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示
- (2) 設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議
- (4) この契約の履行状況の調査

3 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行われなければならない。

第4条 (業務責任者)

受注者は、委託業務履行に当たり次の業務を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

- (1) 作業員の指導監督及び委託業務処理
- (2) 委託業務履行に関する発注者との業務連絡及び調整
- (3) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 発注者は、委託業務の履行に関する指示等は業務責任者に対して行うものとする。

第5条（業務実施計画書）

受注者は、この契約締結後 7 日以内に設計図書に基づいて業務実施計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受理した日から 7 日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 業務実施計画書は、この契約に関する業務の実施に関する次のことについて計画し作成したものとする。

- (1) 処分、中間処理及び再生利用の方法に関すること。
- (2) 業務履行における発注者、受注者及び収集運搬業者との連絡・調整に関すること。
- (3) 産業廃棄物と電子マニフェストの登録に関すること。
- (4) 発注者が示す産業廃棄物の排出計画への対応に関すること。
- (5) 災害、事故その他緊急時における業務対応に関すること。
- (6) その他この業務を適正に実施するために必要な事項

第6条（産業廃棄物管理票）

本業務における産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、電子マニフェスト（JWNET）により運用するものとする。

第7条（適正処理に必要な情報の提供）

発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱いの注意事項

2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ受注者と協議のうえ定めることとする。

3 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、

受注者に引き渡すものとする。（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」参照）

4 発注者は、委託する産業廃棄物の電子マニフェストの入力事項は正確にもれなく入力し、虚偽又は入力漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し電子マニフェストの修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類： _____
提示する時期又は回数： _____

第8条（発注者、受注者の責任範囲）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し発注者に負担させない。

3 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。

4 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

第9条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第10条（義務の譲渡等）

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第11条（委託業務完了報告）

受注者は、マニフェストに基づき、毎月末に当月処理した産業廃棄物量について委

託業務部分完了報告書を作成し、翌月10日までに発注者に提出するものとする。また受注者は、契約期間の最終月にあつては、委託業務部分完了報告書とあわせて委託業務完了報告書を作成し、翌月10日までに発注者に提出するものとする。ただし、提出期限日が土日祝日にあたる場合は、次の開庁日まで延長することができる。

第12条（業務の一時停止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第13条（委託料・消費税・支払い）

発注者は、第11条の規定による委託業務完了報告書(委託業務部分完了報告書を含む。)の提出を受けた後、受注者の請求に基づき、請求を受けた日から30日以内に処分業務の委託料を支払うものとする。

2 受注者の委託する産業廃棄物の**処分業務**に関する委託料は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。

3 発注者の委託する産業廃棄物の処分業務に対する委託料についての消費税は、発注者が負担する。

4 委託料の額が経済情勢の変化及び第7条第2項、第12条等により不相当となったときは、発注者、受注者双方の協議によりこれを改定することができる。

第14条（内容の変更）

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第7条第2項、第12条の場合も同様とする。

第15条（臨機の措置）

受注者は、産業廃棄物処分上特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、産業廃棄物処分上緊急やむを得ないと認めるときは、受注者に対して必要な措置を指示することができる。その場合において受注者は直ちにこれに応じなければならない。

第16条（機密保持）

発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第17条（契約の解除）

発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。

- 2 発注者は、受注者が次の（1）から（7）に該当した場合は、この契約を解除できる。
- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - （2）個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - （3）法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - （4）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - （5）暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - （6）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （7）相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

（1）受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、受注者に対して償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第18条（業務の調査等）

発注者は、受注者の産業廃棄物の処分が法令の定めるところにより適正に行なわれているか確認するため、その状況について報告を求め、又は、受注者の承諾を得てその状況について調査することができる。

第19条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者、受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第20条（業務期間）

この契約は、業務期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、発注者、受注者は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

受注者

産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約書

収 入
印 紙

委託業務名： _____

排出事業者： _____（以下「発注者」という。）と、
収集・運搬及び処分業者： _____（以下「受注者」という。）は、
発注者の事業場： _____ から排出される産業廃棄物の処
分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（法の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたっては、この契約書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

（受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：	_____	_____
許可の有効期限：	_____	_____
事業範囲：	_____	_____
許可の条件：	_____	_____
許可番号：	_____	_____

◎処分に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業区分： _____

産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

(委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

発注者が、受注者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

◎収集運搬に関する種類、数量及び委託単価

種類： _____
数量： _____ トン(予定数量)
単価： _____ 円(トン当たり消費税込み)

◎処分にに関する種類、数量及び委託単価

種類： _____
数量： _____ トン(予定数量)
単価： _____ 円(トン当たり消費税込み)

(輸入廃棄物の有・無)

輸入廃棄物：無

(処分の場所、方法及び処理能力)

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： _____
所在地： _____
処分の方法： _____
施設の処理能力： _____

(※記入上の注意：当該産業廃棄物に係る処分又は再生の場所が複数である場合は、その場所ごと、全ての場所を記載すること。)

(最終処分の場所、方法及び処理能力)

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

(積替保管)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条 (監督員)

発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員はこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 本契約の目的達成のための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示
- (2) 設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議
- (4) この契約の履行状況の調査

3 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行われなければならない。

第4条 (業務責任者)

受注者は、委託業務履行に当たり次の業務を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

- (1) 作業員の指導監督及び委託業務処理
- (2) 委託業務履行に関する発注者との業務連絡及び調整
- (3) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 発注者は、委託業務の履行に関する指示等は業務責任者に対して行うものとする。

第5条 (業務実施計画書)

受注者は、この契約締結後 7 日以内に設計図書に基づいて業務実施計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受理した日から 7 日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 業務実施計画書は、この契約に関する業務の実施に関する次のことについて計画し作成したものとする。

- (1) 収集・運搬・処分、中間処理及び再生利用の方法に関すること。
- (2) 業務履行における発注者、受注者との連絡・調整に関すること。
- (3) 産業廃棄物と電子マニフェストの登録に関すること。
- (4) 発注者が示す産業廃棄物の排出計画への対応に関すること。
- (5) 災害、事故その他緊急時における業務対応に関すること。
- (6) その他この業務を適正に実施するために必要な事項

第6条（産業廃棄物管理票）

本業務における産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、電子マニフェスト（JWNET）により運用するものとする。

第7条（適正処理に必要な情報の提供）

1 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱いの注意事項

2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ受注者と協議のうえ定めることとする。

3 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡すものとする。（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」参照）

4 発注者は、委託する産業廃棄物の電子マニフェストの入力事項は正確にもれなく入力し、虚偽又は入力漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し電子マニフェストの修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

5 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査

機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類： _____

提示する時期又は回数： _____

第8条（発注者、受注者の責任範囲）

1 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し発注者に負担させない。

3 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。

4 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

第9条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第10条（義務の譲渡等）

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第11条（委託業務完了報告）

受注者は、マニフェストに基づき、毎月末に当月処理した産業廃棄物量について委託業務部分完了報告書を作成し、翌月10日までに発注者に提出するものとする。また受注者は、契約期間の最終月にあつては、委託業務部分完了報告書とあわせて委託業務完了報告書を作成し、翌月10日までに発注者に提出するものとする。ただし、提出期限日が土日祝日にあたる場合は、次の開庁日まで延長することができる。

第12条（業務の一時停止）

1 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じた

ときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第13条（委託料・消費税・支払い）

1 発注者は、第11条の規定による委託業務完了報告書(委託業務部分完了報告書を含む。)の提出を受けた後、受注者の請求に基づき、請求を受けた日から30日以内に収集・運搬及び処分業務の委託料を支払うものとする。

2 受注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務に関する委託料は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。

3 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務に対する委託料についての消費税は、発注者が負担する。

4 委託料の額が経済情勢の変化及び第7条第2項、第12条等により不相当となったときは、発注者、受注者双方の協議によりこれを改定することができる。

第14条（内容の変更）

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第7条第2項、第12条の場合も同様とする。

第15条（臨機の措置）

1 受注者は、産業廃棄物収集・運搬及び処分上特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、産業廃棄物の収集・運搬及び処分上緊急やむを得ないと認めるときは、受注者に対して必要な措置を指示することができる。その場合において受注者は直ちにこれに応じなければならない。

第16条（機密保持）

発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第17条（契約の解除）

1 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。

2 発注者は、受注者が次の（1）から（7）に該当した場合は、この契約を解除できる。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- （2）個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- （3）法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- （4）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- （5）暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- （6）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （7）相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

- （1）受注者の義務違反により発注者が解除した場合
 - ア 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ウ 上記イの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、受注者に対して償還を請求することができる。
- （2）発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第18条（業務の調査等）

発注者は、受注者の産業廃棄物の処分が法令の定めるところにより適正に行なわれているか確認するため、その状況について報告を求め、又は、受注者の承諾を得てその状況について調査することができる。

第19条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者、受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第20条（業務期間）

この契約は、業務期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、発注者、受注者は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

受注者